

千葉県庁電気自動車用充電器利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県庁中庁舎脇駐車場（所在地：千葉県千葉市中央区市場町1-1）に設置する電気自動車用充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。
- (2) 課金システム 国内の充電器の利用料金を徴収する事業者が運営するシステムで、当該システムを用いて充電器を利用する者（以下「利用者」という。）が必要事項を登録後インターネット網により課金されるシステムをいう。
- (3) 会員カード 課金システムを運営する事業者が充電器の利用を承認した会員に対して発行する充電用カードをいう。
- (4) 充電アプリ 課金システムを運営する事業者が充電器の利用を承認した会員に対して発行する充電用アプリをいう。

(設置場所)

第3条 充電器の設置場所は、次のとおりとする。

千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎脇駐車場

(管理者)

第4条 充電器の管理は、千葉県環境生活部温暖化対策推進課及び充電器の保守管理に係る同課の委託先（以下「管理者」という。）において行う。

(利用時間)

第5条 充電器の利用時間は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、若しくは利用を制限し、又は休止することができる。
- 3 充電器の1回当たりの利用時間は、30分以内とする。

(利用料金)

第6条 利用者は、利用時間に応じた充電器の利用料金について、課金システムを利用して納付しなければならない。

- 2 充電器の利用に係る料金は、別表2に定めるとおりとする。ただし、利用者が会員

カード及び充電アプリにより充電を行う場合は、会員カード及び充電アプリを発行した事業者が定める利用料金の額とする。

(対象車両)

第7条 充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とする。

(利用停止等)

第8条 管理者は、次の各号の一に該当する場合、充電器の利用を停止し、若しくは制限し、又は指定された駐車スペース（以下「充電スペース」という。）からの移動を命じることができる。

- (1) 利用者が、電気自動車の充電以外の目的で充電器を利用するとき
- (2) 利用者が、充電スペースを駐車場として利用するとき
- (3) 利用者が、充電完了後も継続して充電スペースに駐車するとき
- (4) 利用者が、営利目的で充電器を利用するとき
- (5) 利用者が、他の利用者の迷惑となる行為をし、若しくは他の車輛（自転車も含む。）の駐車及び通行を妨げ、又は損傷するおそれがあると認められるとき
- (6) 利用者が、充電器の設備を汚損若しくは毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 管理者は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、充電器の利用を休止することができる。この場合においては、充電器周辺の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(指示)

第9条 管理者は、前条の規定にかかわらず、充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき理由により充電器及び充電スペースを汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第11条 利用者は、充電器を自己の責任のもとで利用するものとし、利用中の自動車の盗難又は損傷、利用者の健康上の被害、充電スペース内の事故による損害、充電器

の利用方法と異なる利用によって生じた損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、管理者は責任を負わないものとする。ただし、その損害が管理者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 千葉県庁電気自動車用急速充電器利用要領(平成27年3月30日初回施行・令和4年4月1日最終施行)は廃止する。

別表1 (第5条関係)

曜日等	利用時間
月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)	午前9時～午後5時

別表2 (第6条関係)

利用料金
1分当たり32円

※1分に満たない利用時間(秒)分の利用料金については切り捨てるものとし、利用料金には計上しない。

(例) 5分 = 160円

6分 = 192円

5分59秒 = 160円